

■当たるんです サービス利用規約 2022年3月15日改定箇所

変更前	変更後
<p>■第6条 払戻口座</p> <p>8 払戻金等の自動精算手続を含む精算手続の最終実行日の翌日から起算して、60日以内に会員から請求、連絡又は変更手続がない場合、小型自動車競走法第19条の規定に基づき、時効によって会員は当該払戻金等の請求権利を失うものとします。</p>	<p>■第6条 払戻口座</p> <p>8 払戻金及び返還金発生日の翌日から起算して、60日以内に会員からの口座登録及び変更手続が無い場合、小型自動車競走法第19条の規定に基づき、時効によって会員は当該払戻金等の請求権利を失うものとし、<u>払戻金及び返還金は自動でチャージ金へ組み込むもの</u><u>とします。</u></p>
<p>■第13条 払戻し</p> <p>3 会員による最後のチャージ、購入予約又は払戻しについて最後に操作された日の翌日から起算して90日を経過したときは、当社は所定の手数料を差し引きの上、会員の指定する払戻口座へ購入可能額相当額を振り込むこととします。</p>	<p>■第13条 払戻し</p> <p>3 チャージ金の有効期限はチャージ日から90日後となります。<u>有効期限内にチャージ金を全額ご利用になられなかった場合、残額は全て失効されるものとします。</u></p>
<p>■第13条 払戻し</p> <p>6 払戻金等の自動精算手続を含む精算手続の最終実行日の翌日から起算して、60日以内に会員からの請求や連絡、変更手続がない場合、小型自動車競走法第19条の規定に基づき、時効によって会員は当該払戻金等の請求権利を失うものとします。</p>	<p>■第13条 払戻し</p> <p>6 払戻金及び返還金発生日の翌日から起算して、60日以内に会員からの口座登録及び変更手続が無い場合、小型自動車競走法第19条の規定に基づき、時効によって会員は当該払戻金等の請求権利を失うものとし、<u>払戻金及び返還金は自動でチャージ金へ組み込むもの</u><u>とします。</u></p>